

昭和五十四年九月三日提出
質 問 第 六 号

キノホルム含有医薬品に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十四年九月三日

提出者 久保三郎

衆議院議長 灘尾弘吉殿

キノホルム含有医薬品に関する質問主意書

キノホルム含有医薬品に関する対策は緊急を要すると考える。

従つて次の事項について質問する。

一 キノホルム含有医薬品を製造した中小製薬会社（日本チバガイギー、田辺製薬のものを除く。）が購入していたキノホルム原末は、いかなる製薬会社製造のものであるのか明らかにされたい。

二 わが国において販売されたキノホルム剤の原末は、輸入品については日本チバガイギー、武田薬品工業、国産品については田辺製薬工業以外には考えられないが、そのとおりであるのかどうか、そうであるとしたならそれを証明する事実を明らかにされたい。

三 薬事法第十二条第一項は既製の医薬品を「小分け」する場合も許可事項となつてゐるが、これ

までの許可申請のなかでキノホルム剤原末の入手経路がいかなるものであるのか明らかにされたい。

右質問する。